

議 題（2）

ベビーシッターの基準適合促進について

認可外保育施設の現状

1. 施設数・事業所数

(出典：令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめ)

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,051か所	8,683か所	6,502か所 〔事業者：463〕 〔個人：6,039〕	3,822か所	20,058か所

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,051か所	8,683か所	6,502か所	3,822か所	20,058か所
立入実施施設②	578か所	5,646か所	1,257か所 〔事業者：127〕 〔個人：1,130〕	2,172か所	9,653か所
実施率(②/①)	55.0%	65.0%	19.3%	56.8%	48.1%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。(ベビーシッターについては、令和2年4月1日より年1回以上集団指導を行うことを求めている。)

3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	578か所	5,646か所	1,257か所	2,172か所	9,653か所
基準適合施設④	319か所	4,328か所	353か所	1,441か所	6,441か所
基準適合率(④/③)	55.2%	76.7%	28.1%	66.3%	66.7%

認可外保育施設指導監督基準を満たしていない居宅訪問型施設数 (1/3)

- 認可外保育施設指導監督基準の各項目（ベビーシッター）について、当該基準を満たしていない施設数及び立入調査実施施設数に占めるその割合（施設類型別）は以下のとおり。

保育に従事する者の数及び資格	ベビーシッター (1,257か所)		ベビーシッター (事業者) (127か所)		ベビーシッター(個人) (1,130か所)	
	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合
保育に従事する者の数（原則1人に対して乳幼児1人）	1	0.1%	1	0.8%	0	0.0%
有資格者の数（保育士又は看護師（准看護師を含む）又は都道府県知事等の実施する研修を修了した者） ※採用後1年以内の保育に従事する者の研修未受講を除く（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る）	288	22.9%	34	26.8%	254	22.5%
保育士の名称（保母・保父や紛らわしい名称を使用していないか）	3	0.2%	1	0.8%	2	0.2%

非常災害に対する措置	ベビーシッター (1,257か所)		ベビーシッター (事業者) (127か所)		ベビーシッター(個人) (1,130か所)	
	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合
避難経路や消火用具等の確認	6	0.5%	1	0.8%	5	0.4%
地震、火災等の災害発生時における対処方法等の検討・実施	42	3.3%	12	9.4%	30	2.7%

(出典：令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめ)

認可外保育施設指導監督基準を満たしていない居宅訪問型施設数（2/3）

保育内容	ベビーシッター (1,257か所)		ベビーシッター (事業者) (127か所)		ベビーシッター(個人) (1,130か所)	
	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合
保育の内容（保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか）	23	1.8%	10	7.9%	13	1.2%
研修の受講、乳幼児の人権への配慮、児相等との連携	477	37.9%	11	8.7%	466	41.2%
保護者との連絡、緊急連絡先の把握	36	2.9%	2	1.6%	34	3.0%

給食	ベビーシッター (1,257か所)		ベビーシッター (事業者) (127か所)		ベビーシッター(個人) (1,130か所)	
	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合
（食事の提供を行う場合）食器等の適切な衛生管理	3	0.2%	1	0.8%	2	0.2%
乳児に対する配慮、アレルギー疾患への適切な対応	3	0.2%	1	0.8%	2	0.2%

（出典：令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめ）

認可外保育施設指導監督基準を満たしていない居宅訪問型施設数（3/3）

健康管理・安全確保	ベビーシッター (1,257か所)		ベビーシッター (事業者) (127か所)		ベビーシッター(個人) (1,130か所)	
	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合
預かり・引渡しの際の健康状態の観察、保護者への報告等	8	0.6%	0	0.0%	8	0.7%
職員の健康診断、食事の提供を行う場合の実情に応じた検便の実施	313	24.9%	24	18.9%	289	25.6%
感染症への対応	4	0.3%	4	3.1%	0	0.0%
乳幼児突然死症候群への対応（睡眠時チェック、うつぶせ寝防止、保育中の禁煙）	79	6.3%	10	7.9%	69	6.1%
安全確保（事故防止や事故発生時の対処方法等、救命処置訓練）	511	40.7%	21	16.5%	490	43.4%

利用者への情報提供・備える帳簿等	ベビーシッター (1,257か所)		ベビーシッター (事業者) (127か所)		ベビーシッター(個人) (1,130か所)	
	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合	不適合 施設数	立入調査実施 施設数に占める 割合
施設及びサービスに関する内容の提示	461	36.7%	29	22.8%	432	38.2%
サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	329	26.2%	29	22.8%	300	26.5%
サービス利用予定者への契約内容説明	2	0.2%	0	0.0%	2	0.2%
職員に関する書類等の整備（資格を証明する書類、労働者名簿等の整備）	13	1.0%	11	8.7%	2	0.2%
利用乳幼児に関する書類等の整備（児童の健康状態、契約内容、保護者の連絡先等）	101	8.0%	7	5.5%	94	8.3%

（出典：令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめ）

ベビーシッターの基準適合促進に向けた対応（案）

- ベビーシッターについては、施設等利用費支給対象児童の利用者は少ないものの、認可外保育施設の無償化の経過措置の期限到来への対応として、また、保育の質の確保の観点から、基準を満たしていないベビーシッター（事業者、個人）について基準適合を促進していく必要がある。
- 満たしていない割合が高い項目について、以下の対応案を自治体に示し、速やかな基準適合を促進していく。

項目	対応（案）
安全計画（R5年度4月～） （計画策定、講習受講、職員・保護者への周知等）	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等による指導監督の徹底（集団指導の実施も含む） ・「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について（事務連絡）」の再送
保育内容 （研修の受講、乳幼児の人権への配慮、児相等との連携）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講については、研修機会の確保のため、こども家庭庁にて令和5年度より新たに「ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業」を実施。 ・上記研修について、自治体経由でも周知を依頼。
施設及びサービスに関する内容の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等による指導監督の徹底（集団指導の実施も含む） ・令和6年4月1日以降は、ここdeサーチに掲載（提示）内容を掲載することとしている。
サービス利用者に対する契約内容の書面交付	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等による指導監督の徹底（集団指導の実施も含む）
職員の健康診断、食事の提供を行う場合の実情に応じた検便の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等による指導監督の徹底（集団指導の実施も含む） ・自治体に認可外保育施設の衛生・安全対策事業補助金を周知
有資格者の数 （保育士又は看護師（准看護師を含む）又は都道府県知事等の実施する研修を修了した者） ※採用後1年以内の保育に従事する者の研修未受講を除く （複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講については、研修機会の確保のため、こども家庭庁にて令和5年度より新たに「ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業」を実施。 ・上記研修について、自治体経由でも周知を依頼。

參考資料

経過措置の内容

- 令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化では、**認可施設に通うこどもと、都道府県等に届出を行い国が定める基準を満たした認可外保育施設等に通うこども** (※) が、無償化の対象。 (※) 保育の必要性の認定を受けたこども
- ただし、**経過措置として5年間(令和6年9月末まで)の間は**、猶予期間として、**認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外施設**に通うこどもについても、**施設が都道府県に届出をしていれば、無償化の対象としている。** (子ども・子育て支援法改正法附則第4条)

基準適合の状況

- ・すべての基準を満たしている施設は全体の約75% (約1万施設) ⇒ 令和6年10月以降も引き続き無償化対象となる。
 - ・何らか満たしていない基準がある施設は全体の約25% (約3500施設) ※[居宅訪問型を除く](#)
- ただし、そのうち多くは「**施設及びサービスに関する内容の掲示(約11%)**」、「**安全確保(安全計画の策定、訓練等)(約10%)**」、「**消防計画、防火管理者の選任・届出(約9%)**」、「**サービス利用者に対する契約内容の書面交付(約7%)**」など容易に満たし得る基準を満たしていないもの(①)。
- 「**保育室の面積(約0.3%)**」、「**非常口設置(約1.3%)**」など満たすために相当の期間を要するものは極わずか(②)。

※ () 内の%は、令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめの数値

令和6年9月までの対応方針

- ①の満たしていない施設に対しては、**保育の質の確保の観点から、経過措置期間中に基準を満たすよう指導監督等を徹底。**
- ②の経過措置期間中に**基準を満たす見込みがない施設**については、**当該施設を利用する無償化対象児童の転園の希望に応えるための対応を行う。**

令和6年10月以降の対応方針

上記の対応を行ってもなお、対応が困難な個別事例への対応は必要であることから、**現行の経過措置に代えて、外国人児童の多い施設や夜間保育所などについて、一定の期間(令和11年度末まで)、無償化対象とする新たな経過措置**を設ける。

- 全ての自治体に調査を行ったところ、**外国人児童の多い施設(8自治体)、夜間保育所(5自治体)**について対応が困難な事例として回答があった。

(具体例)

- ・ブラジル人児童が多い施設で、ポルトガル語など言語の問題から保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせないが、母国語しか話せない児童は転園が困難。
- ・ベビーホテルで、夜間帯の保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせない、あるいは、設備基準を満たせないが、夜間預けられる施設が近隣になく転園が困難。



一定の期間(令和11年度末まで)、無償化対象とする新たな経過措置を設ける。

- ・対象施設の考え方として、下記のいずれも満たしていることを要件とする。
 - ① 児童福祉法に基づき、認可外保育施設として届出がされていること
 - ② 基準を満たしていない外国人児童が多い施設や夜間保育所などで、基準を満たすためには相当の期間を要し、かつ、認可保育所等に転園することが困難であること。
- (※ 都道府県知事が個別に施設を指定する)

※ 国家戦略特別区域内の施設について、保育する乳幼児がおおむね半数以上が外国人である場合の保育士の配置基準を1名以上とできる特例措置がある。
今後、特区指定区域内での本特例措置の活用実績があれば、検証の上、全国展開を行う方針。

(参考) 子育て政策に係る実務者検討会における議論の状況

子育て政策に係る実務者検討会

個々の子育て政策の具体化に当たり、実務的・技術的な課題やその解決方策について情報共有・意見交換する場

○メンバー 国 側 子育て家庭庁課長級 ※テーマに応じ他省からも出席
地方側 部課長級

全国知事会：千葉県、長野県、大分県

全国市長会：本庄市、大東市、倉敷市、京都市

全国町村会：ニセコ町、嘉島町、徳之島町

※各自治体からは、具体的課題に応じ、担当する適任者が出席

※テーマによっては自治体の規模等に配慮して参加自治体を追加

○頻 度 テーマに応じて集中的に開催

○当面想定されるテーマ

児童手当制度改正、**認可外保育施設（無償化の経過措置）** など

その他、審議会や研究会等における検討状況等について適宜情報共有

○事務局 テーマに関連する制度の所管課室

これまでの議論の状況

<令和5年9月19日>

テーマ：

- 全国の都道府県等による立入調査の実施状況、基準適合率の状況を説明。
- 経過措置期間終了まで残すところ1年間となったことを踏まえ、自治体に対して、以下の対応を依頼する事務連絡を準備中であることを説明。
 - ①基準を満たすための指導監督等の促進
 - ②基準を満たしていない施設を利用する児童の転園の検討
 - ③対応が困難な個別事例についての調査

<令和5年10月25日>

テーマ：

- 9月19日に説明した事務連絡のうち③の調査結果の報告及び対応方針案を提示。
 - ・外国人児童が多い施設や夜間保育施設については、一定の期間、無償化対象とする経過措置を設けること。
 - ・対象施設の考え方として、「現在基準を満たしていない児童の多くが外国人児童である施設や夜間保育所などで、基準を満たすためには相当の期間を要し、かつ、当該施設から認可保育所等に転園することが困難である」ことを要件とすること。
- 9月19日に説明した事務連絡のうち②の検討状況に関するフォローアップ調査案を説明。

(参考) 幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

(3) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一部の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督
 - ※ 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業

<こども政策推進事業費補助金>

令和5年度予算額 0.3億円うち推進枠0.3億円>

1 事業の目的

- ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。
 - ① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組（例として、「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利便性向上に向けた保育士養成施設との調整等を想定）
 - ② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施（例として、保育士養成施設に通う学生の「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利用者負担に配慮した利用の促進等を想定）

3 実施主体等

【実施主体】民間事業者（公募により決定）

【補助率】定額

認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設数（1/3）

- 認可外保育施設指導監督基準の各項目について、当該基準を満たしていない施設数及び立入調査実施施設数に占めるその割合（施設類型別）は以下のとおり。

※黄色セルは、満たすために相当の期間を要すると考えられる項目

※赤字は、立入調査実施施設数（ベビーシッターを除く）に占める不適合施設の割合が5%以上のもの

※ベビーシッターについては、施設等利用費支給対象児童で利用している者が少なく、無償化の経過措置の影響が少ないため、分けて記載。

保育従事者数及び資格	合計 (8,396か所)		ベビーホテル (578か所)		事業所内 (5,646か所)		その他認可外 (2,172か所)		ベビーシッター (1,257か所)	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
保育に従事する者の配置	274	3.3%	40	6.9%	144	2.6%	90	4.1%	1	0.1%
月極利用契約乳幼児または一時預かりを加えた総乳幼児数に対しての保育従事者数	83	1.0%	16	2.8%	34	0.6%	33	1.5%	7	0.6%
有資格者の数（必要保育従事者の1/3）	242	2.9%	43	7.4%	42	0.7%	157	7.2%	288	22.9%
保育士の名称（保母・保父や紛らわしい名称を使用していないか）	4	0.0%	3	0.5%	0	0.0%	1	0.0%	3	0.2%

保育室等の構造、設備及び面積①	合計 (8,396か所)		ベビーホテル (578か所)		事業所内 (5,646か所)		その他認可外 (2,172か所)		ベビーシッター (1,257か所)	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
保育室の面積（乳幼児1人あたり1.65㎡以上）	29	0.3%	0	0.0%	14	0.2%	15	0.7%	0	0.0%
調理室（施設外調理の場合は調理機能）	41	0.5%	10	1.7%	11	0.2%	20	0.9%	0	0.0%
おおむね1歳未満児とその他の幼児との保育場所の区画	32	0.4%	7	1.2%	15	0.3%	10	0.5%	0	0.0%
保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保（同一のベッドに2人以上寝かせてないか）	33	0.4%	13	2.2%	9	0.2%	11	0.5%	0	0.0%
便所の手洗設備、便所と保育室・調理室との区画、便器の数	70	0.8%	8	1.4%	30	0.5%	32	1.5%	0	0.0%
消火用具の設置、非常口の設置（1階の場合の退避用経路）	107	1.3%	23	4.0%	49	0.9%	35	1.6%	6	0.5%

（出典：令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめ）

認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設数 (2/3)

保育室等の構造、設備及び面積②	合計 (8,396か所)		ベビーホテル (578か所)		事業所内 (5,646か所)		その他認可外 (2,172か所)		ベビーシッター (1,257か所)	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
消防計画、防火管理者の選任・届出	782	9.3%	126	21.8%	382	6.8%	274	12.6%	42	3.3%
(2階) 転落防止設備	19	0.2%	1	0.2%	8	0.1%	10	0.5%	0	0.0%
(2階) 耐火建築 (もしくは準耐火) 又は避難設備 (屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路・バルコニー)	53	0.6%	7	1.2%	19	0.3%	27	1.2%	0	0.0%
(3階) 耐火建築	3	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
(3階) 避難設備 (屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路) ・保育室～避難設備の距離 (歩行距離30m以内にあるか)	25	0.3%	6	1.0%	5	0.1%	14	0.6%	0	0.0%
(3階) 転落防止設備	3	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	2	0.1%	0	0.0%
(3階) 防火関連設備・資材、非常警報器具・設備、消防通報設備	6	0.1%	1	0.2%	3	0.1%	2	0.1%	0	0.0%
(4階以上) 耐火建築	3	0.0%	1	0.2%	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
(4階以上) 避難設備 (屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路) ・保育室～避難設備の距離 (歩行距離30m以内にあるか)	20	0.2%	6	1.0%	4	0.1%	10	0.5%	0	0.0%
(4階以上) 転落防止設備	2	0.0%	1	0.2%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
(4階以上) 防火関連設備・資材、非常警報器具・設備、消防通報設備	4	0.0%	2	0.3%	0	0.0%	2	0.1%	0	0.0%

保育内容、給食	合計 (8,396か所)		ベビーホテル (578か所)		事業所内 (5,646か所)		その他認可外 (2,172か所)		ベビーシッター (1,257か所)	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
保育内容、保育計画、必要な遊具・保育用品	164	2.0%	41	7.1%	65	1.2%	58	2.7%	23	1.8%
施設内研修、乳幼児の人権への配慮、児相等との連携	252	3.0%	45	7.8%	118	2.1%	89	4.1%	477	37.9%
保護者との連携、緊急連絡表の整備、要望への対応	61	0.7%	18	3.1%	16	0.3%	27	1.2%	36	2.9%
調理室、調理器具、食器、食品の衛生管理	100	1.2%	24	4.2%	45	0.8%	31	1.4%	3	0.2%
乳幼児の食事への配慮 (年齢に適した食事、アレルギー対応)、献立作成	62	0.7%	12	2.1%	23	0.4%	27	1.2%	3	0.2%

認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設数 (3/3)

健康管理・安全確保	合計 (8,396か所)								ベビーシッター (1,257か所)	
	合計 (8,396か所)		ベビーホテル (578か所)		事業所内 (5,646か所)		その他認可外 (2,172か所)		施設数	割合
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合		
登降園時の健康状態の観察、保護者への報告等	41	0.5%	8	1.4%	16	0.3%	17	0.8%	8	0.6%
発育チェック	140	1.7%	29	5.0%	40	0.7%	71	3.3%	1	0.1%
乳幼児の健康診断（入所時、年2回の定期健診）、 緊急時病院関係一覧の作成及び職員への周知	672	8.0%	82	14.2%	337	6.0%	253	11.6%	5	0.4%
職員の健康診断（採用時、定期）、調理に携わる職員の検便（月1回）	388	4.6%	78	13.5%	129	2.3%	181	8.3%	313	24.9%
必要な医薬品、医療品の整備	28	0.3%	4	0.7%	15	0.3%	9	0.4%	0	0.0%
感染症への対応	71	0.8%	8	1.4%	32	0.6%	31	1.4%	4	0.3%
乳幼児突然死症候群への対応 （睡眠時チェック、うつぶせ寝防止、保育室内禁煙）	130	1.5%	29	5.0%	49	0.9%	52	2.4%	79	6.3%
安全確保（安全計画の策定、訓練、職員・保護者への周知）	827	9.8%	121	20.9%	421	7.5%	285	13.1%	511	40.7%

利用者への情報提供、備える帳簿等	合計 (8,396か所)								ベビーシッター (1,257か所)	
	合計 (8,396か所)		ベビーホテル (578か所)		事業所内 (5,646か所)		その他認可外 (2,172か所)		施設数	割合
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合		
施設及びサービスに関する内容の掲示	925	11.0%	126	21.8%	485	8.6%	314	14.5%	461	36.7%
サービス利用者に対する契約内容の書面交付	574	6.8%	88	15.2%	297	5.3%	189	8.7%	329	26.2%
サービス利用予定者への契約内容説明	58	0.7%	22	3.8%	14	0.2%	22	1.0%	2	0.2%
職員に関する書類等の整備（資格を証明する書類等、労働者名簿、賃金台帳 労働関係書類の保存）	232	2.8%	54	9.3%	57	1.0%	121	5.6%	13	1.0%
在籍乳幼児に関する書類等の整備（児童の氏名、生年月日、健康状態、在籍記録、契約内容、保護者の氏名や連絡先）	100	1.2%	27	4.7%	29	0.5%	44	2.0%	101	8.0%